

令和4年度

南国市教育委員会事務点検・評価委員会

報告書

令和5年6月

南国市教育委員会

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）の一部が平成 19 年 6 月に改正され、平成 20 年度から全ての教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられました。また、その点検・評価の結果については議会に報告するとともに、市民に対して公表することとされています。

これまで南国市教育委員会では、こうした趣旨を踏まえ、教育委員会による点検・評価を行い、公表を行ってききましたが、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用については、実施していませんでした。

そこで、令和 2 年度分より「南国市教育委員会事務点検・評価実施要綱」を定め、教育に関し学識経験を有する者で構成する「事務点検・評価委員」による点検・評価を実施しております。

このたび教育委員会が行いました事務の管理及び執行の状況に係る自己点検について、「事務点検・評価委員」による点検・評価を実施していただき、令和 4 年度の「報告書」としてまとめましたので公表いたします。

南国市教育委員会

教育長 竹内 信人

○令和5年度南国市教育委員会事務点検・評価委員

	氏名	所属	役職
1	田村 由香	高知学園大学 高知学園短期大学 幼児保育学科	教授
2	竹中 利文	株式会社 土佐力舎	代表取締役社長
3	藤中 雄輔	高知大学教職大学院	特任教授

【点検・評価の基本的な在り方について】

- ・教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、的確にその施策効果を把握するとともに、その目的・目標に照らしながら当該施策の特性に応じた観点から点検及び評価を行い、その評価の結果を当該施策に適切に反映させるものとする。
- ・教育委員会は、前項に規定する点検及び評価の実施に当たっては、客観的な実施の確保を図るため教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。

【事務点検・評価委員について】

- ・事務点検・評価委員は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
 - (1) 教育委員会の事務の点検及び評価の方法に関すること。
 - (2) 教育委員会の所管部署が実施した事務の点検及び評価に関すること。
 - (3) その他教育委員会が事務の点検及び評価に関し必要と認めること。

【報告書の作成及び公表について】

- ・教育委員会は、事務の点検及び評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作成し、議会へ提出するとともに市民へ公表するものとする。
- ・教育委員会は公表した報告書について市民から意見があった場合は、施策又は事務の点検及び評価に適切に反映させるように努めるものとする。

【点検・評価の改善の検討について】

- ・教育委員会は、毎年度、事務の点検及び評価の在り方について検証を行い、その課題を把握し、本市の行政評価の動向も参考にしながら、その改善について検討を行う。

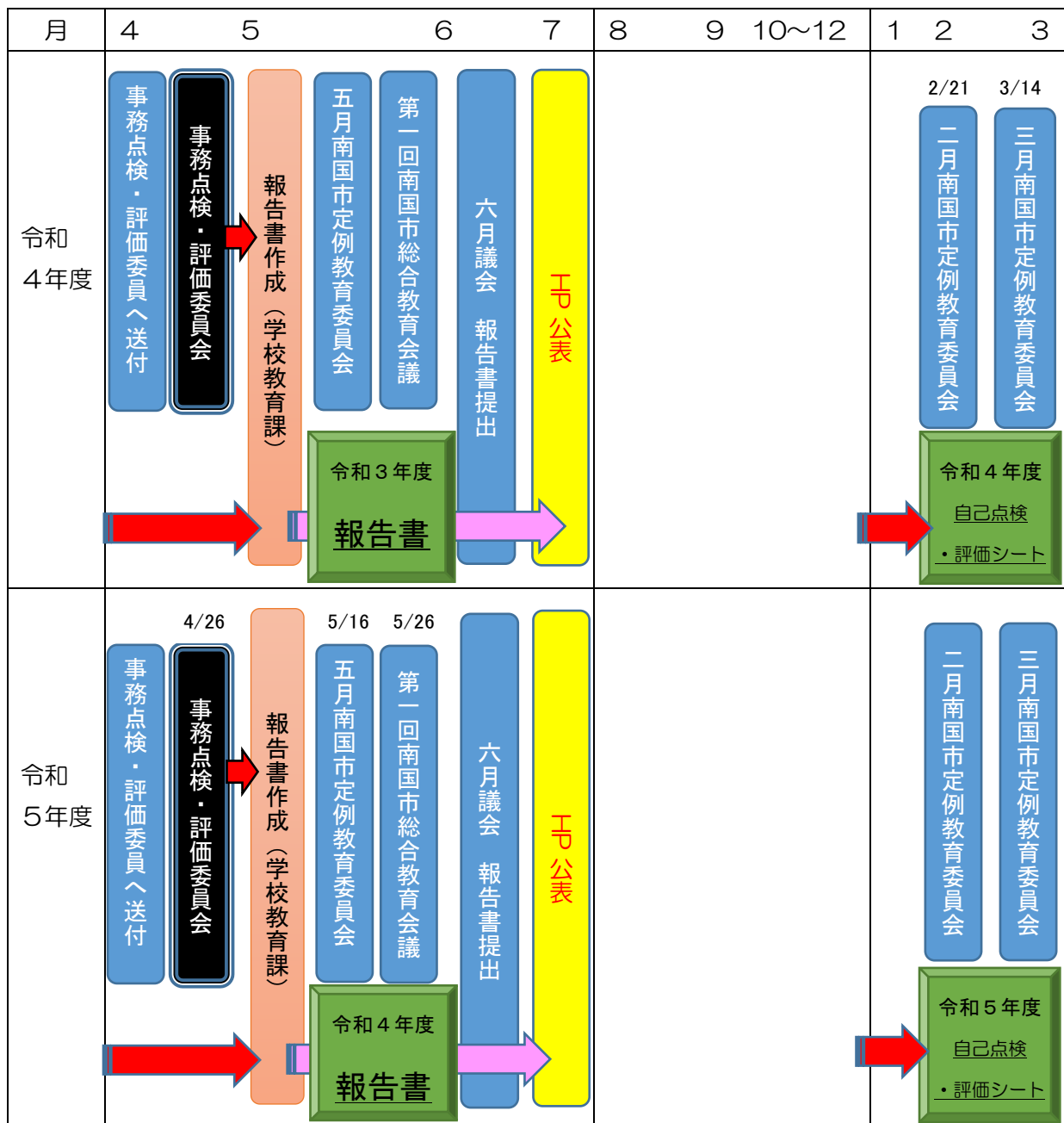
【点検・評価の流れについて】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。



<学校教育課の取組について>

【六育に共通する取組】

1 小中連携学力向上プロジェクト事業

国の動向や社会の情勢を踏まえ、また南国市の特徴や特色、課題を踏まえて具体的に取組を進めていることに今年度も敬意を示したい。

課題として、コロナの影響で小中学校間でも児童生徒や教職員の交流が難しく、南国市の保幼小中連携に繋げることはできなかったとある。今年度は、各保幼小中の取組を、是非、繋げて行って欲しい。また、保幼小中連携とあるので各中学校ブロックに、幼稚園、保育園・所も入れて互いに意識を高めていき、幼稚園、保育園・所での取組を小学校の先生方にも理解してもらおう。幼稚園、保育園・所の園内研修をもっと小学校との連携の場として交流ができたらと良いと考える。このような取組を、市教委としてさらに進めてもらえれば、保幼小中連携も深まっていくと思う。

令和4年度より、国は「架け橋プログラム」を推進している。南国市は県内でも珍しく昔から幼児教育研究会というものがあり、小学校、市立や民間の幼稚園、保育園・所という壁を取り除きながら取り組んできた。しかし、以前より少し薄れてきたようにも思う。県内でも進んでいる取組だと思うので、今後も南国市本来の取組を生かして推進して行って欲しい。また、高知県でも保幼小中高PTA連絡協議会連合会があり、南国市はPTAも参加している。そことも連携していけるとより一層、良い取組になる。

2 安心・安全な学校プロジェクト事業

3 不登校プラスワン未然防止等事業

いじめの課題のところに「教職員によってまだまだ認識に差があり対応が遅れることがある。」とあるが、不登校や特別支援教育にも関係してくることだと思うが、やはり全教職員の共通理解・認識がなかなか難しいところがあるため、一生懸命取り組んでいるのに、理解のない教職員の不用意な発言により事態が悪化しているということを学校現場でよく聞く。そのため、教職員の共通理解・認識はすごく大事であると思う。

不登校プラスワン未然防止等事業に学校や教室に居場所ができるということがあがるが、昨年と比べても取組がすごく進んでいると感じる。しかし、この取組も教職員も安心・安全な環境の一つであるので、全職員が温かなまなざしを向けられるよう、意識理解を高め深めて欲しい。

また、保護者が担任を呼び出し、みんなの前で、大声で怒鳴られているところに居合わせたことがある。教職員のストレスも大きく、このようなケースも増えてきており、離職をする先生も増えてきていると聞く。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等も活用し、先生方の支援もいるのではないかと思う。学校現場の先生方はまじめな方が多いので、自分で何とかしないといけないと思いついて対応していると思う。今は、大学生もメンタル面で弱く課題がある人も増えてきているため、一人で抱えてはいけないということを学生に教えている。先生方も一人で抱え込まなくてもよい、一人で抱え込んではいけないという組織の強化が必要である。

【「体」の取組】

11 運動部活動配置活用事業

南国市の部活動の地域移行について、香南中学校を「南国市部活動地域移行推進校」とし、令和6年度から完全移行する。北陵中学校、鳶ヶ池中学校はできる部活動から地域移行する。また、香長中学校は今までの実績も踏まえ、そのまま部活動として残していく。さらに、南国市として令和5年度は部活動コーディネーターを雇用し、様々な関係機関との調整を行い、年間5回の協議会を開催する等、部活動コーディネーターと連携しながら、各学校の特色や実態に合わせて地域移行の準備をしていく予定であることはわかった。

やはり、香長中学校は学校の規模も大きいので地域移行が難しいようだが、先生方の働き方を考える必要もある。そのためには、試合数や団体競技等の特性もありボランティア的なところがまだ根強くあるため、課題も出てくると思うが、一つ一つ明確にしていくべきだと考える。是非、先生方がやりがいを持てるような協議会の議論にしてほしい。

【「才」の取組】

- 14 南国市美術展覧会開催事業（学校教育課）
- 20 美術展覧会（生涯学習課）

会場等、市展のあり方について検討する時期がきていると思うが、成果でもあるように県内でも珍しい大人とこどもの同時開催なので、業務委託をして充実させ続けてほしいと願っている。

一方、課題の幼児の出品数が減少していることについて、市展のために取り組むというのではなく、幼児時期にはいろいろな取組を行っているので、日頃、園で行っているものを出品してもらおう。子どもたちの全てを認めて、全部展示するという方向性は良いと思うので、展覧会を通して他の園との作品の交流を図ることや様々な年代の方の作品を見て、いろいろなものに関心を持つ場となること等、南国市美術展覧会の趣旨や意図を先生方にも理解してもらい、今後は出展数が増えることを願っている。

また、市展について、先生方は出品に対しハードルが高いと思っている部分があると思う。しかし、実際に市展を見に行くと、ハードルが高いというより、本当に頑張っている姿を物（作品）に表しているという部分があることが分かる。

是非、いろいろな方々に作品を見ていただいて、気軽に取り組んでいただき、さらに、身近さを感じてもらおうことで、先生方の意識もかわっていくのではないかと思う。

【「防」の取組】

- 15 高知県学校安全総合支援事業

成果として、香南中学校や鳶ヶ池中学校の2校で防災士の資格を取得した中学生がいるということは、素晴らしいことである。今後は、その他の香長中学校、北陵中学校の2校についても取得を考えて準備しているなど、南国市は小中学校とも防災の取組が大変進んでおり、防災意識が高いと捉えている。

危機意識は大人になると高いつもりでも、実は低いことが多い。小中学校のころからしっかりと自分達の地域の防災に意識を高めて取り組んでいくことは素晴らしいことで、子どもが動くと大人も動くと思うので、こういった取組は継続して行って欲しい。今後のさらなる取組が楽しみである。

<生涯学習課の取組について>

【(2) 地域住民が主体的に学び楽しむ生涯学習の推進】

3 成人式について

コロナ禍の中で、昨年度については入れ替え制で実施したということだが、県外に出てなかなか帰ってくることができず、参加できない人たちのためにも、今後もオンラインはあったほうが良いのではないかと考える。対面もやりながらオンラインもやる。しかし、事務局が全てやると、手間がかかるので委託事業にするなどしてハイブリット型にすると良いのではないか。今のままでも素晴らしいが、さらに良くするという意味でも検討していただけたらと思う。

是非、継続するためにも事務局が負担にならないよう、民間の知恵も借りながらやっていっていただきたい。

4 公民館活動事業

各事業において、人材が不足しているという課題については、公民館活動を上手く活用していったらどうか。保護者や若者、高齢者等も入ってくるような公民館という、人が集まる場を使わない手はないと思う。各小中学校でも、人材の確保に四苦八苦していて限界がある。そこで、公民館長と話し合いながら人材バンクに繋げていくと良いと考える。

【(6) 心を育む読書活動の推進、市民の求める情報提供】

12 図書館活動

13 子ども読書活動の推進

タブレットなどの活用が進んでいるが、実際に本を手にとって読むということは大切である。これからも大事にしてほしいと思う。

また、図書館の魅力は、様々な人や本と触れ合うことであり、この経験は子どもたちにとってはすごく大切なことであるので、引き続き図書館の充実を大事にしていただきたい。

【(7) 地域の豊かな市民文化の創造】

- 14 文化財の保存、活用事業
- 15 文化財講座の開催
- 16 市内遺跡発掘調査等事業
- 17 オナガドリ保護増殖事業

南国市は、他市町村と比べてもたくさんの文化財がある。また、歴史民俗資料館や埋蔵文化財センターもある。それらと連携しながら、これからの学びの中で、子どもたちが自分たちで探していくという題材としては、素晴らしいものが揃っていると思う。例えば、オナガドリや遺跡の発掘、国分寺、物部川等いろいろな題材ある。

それらをつないでいき、子どもたちが主体的に動いて学んでいくことができるように、そして、今の小中学校の学びとつながるようにしていただきたい。地元のことを知らずに県外に出ていくと言われている時であるため、これらを活用していくプランを連携して作っていただきたい。

18 文化講座開催事業

文化講座開催事業は、文化講座や市民大学等を取り組まれているが、学びなおしまでとはいかないかもしれないが、広く市民の皆様に学ぶ場を提供していると思う。しかし、平均すると10名程度の参加しかなく、もったいない。

広報でお知らせをして募集をしているが、平日の昼間にほぼ開催されていることもあり、参加できる方が限られているようだが、文化講座について、せっかく良い取組をしていると思うので、これからはDXを取り入れる等、今後の開催方法についても多くの方が参加できるように工夫し、検討してほしい。

○南国市教育委員会事務点検・評価実施要綱

令和3年6月15日南国市教育委員会告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、南国市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検・評価の基本的な在り方)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、的確にその施策効果を把握するとともに、その目的・目標に照らしながら当該施策の特性に応じた観点から点検及び評価を行い、その評価の結果を当該施策に適切に反映させるものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する点検及び評価の実施に当たっては、客観的な実施の確保を図るため教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。

(事務点検・評価委員)

第3条 教育委員会は、前条第2項の規定に基づき、南国市教育委員会事務点検・評価委員（以下「事務点検・評価委員」という。）を置く。

2 事務点検・評価委員は3名以内とし、教育委員会が委嘱する。

3 事務点検・評価委員は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

(1) 教育委員会の事務の点検及び評価の方法に関すること。

(2) 教育委員会の所管部署が実施した事務の点検及び評価に関すること。

(3) その他教育委員会が事務の点検及び評価に関し必要と認めること。

4 事務点検・評価委員の任期は、2年とする。ただし、補充の事務点検・評価委員は、前任者の残任期間とする。

(報償費及び費用弁償)

第4条 事務点検・評価委員の報償費は、1日13,000円とする。

2 事務点検・評価委員の費用弁償は、南国市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和55年南国市条例第19号）の規定により支給する。

(報告書の作成及び公表)

第5条 教育委員会は、事務の点検及び評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作

成し、議会へ提出するとともに市民へ公表するものとする。

2 教育委員会は公表した報告書について市民から意見があった場合は、施策又は事務の点検及び評価に適切に反映させるように努めるものとする。

(点検・評価の改善の検討)

第6条 教育委員会は、毎年度、事務の点検及び評価の在り方について検証を行い、その課題を把握し、本市の行政評価の動向も参考にしながら、その改善について検討を行う。

(その他)

第7条 この要綱に規定するもののほか、事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

おわりに

本年度「事務点検・評価委員」の皆様より、それぞれの専門分野やこれまでのご経験を生かし多数の意見や提言をいただいたことは、これからの本市における「事務点検・評価」の在り方等だけでなく、本市の教育行政の推進においても貴重なご示唆をいただいたものと存じます。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症により、各事業においてコロナウイルス感染症拡大防止の観点から、規模の縮小等を余儀なくされることも少なくありませんでした。一日も早い収束を願うばかりです。

このたび点検・評価の過程を通じ、課題となりました点につきましては、幼稚園・学校・家庭・地域との連携を密にし、生涯学習の視点に立ち、保育・教育・文化の環境整備・充実に今後も努めてまいります。

最後になりますが、本報告書の作成にあたり貴重な助言をいただきました事務点検・評価委員の皆様には深く感謝申し上げます。

令和4年度南国市教育委員会
事務点検・評価報告書



発行年月日 令和5年6月
発行 南国市教育委員会
編集 南国市教育委員会事務局
学校教育課・生涯学習課
〒783-8501 南国市大桶甲 2301
電話番号 (088) 880-6568 (直通)

